

議員全員協議会について（20. 1. 18開催）

1 説明事項

- ◇条例素案の組み立て
- ◇前回の議員全員協議会後の策定委員会の活動状況
- ◇今年度3月議会で条例案が議決したと仮定した場合、条例の施行日を21年4月1日からとすること。

2 質疑応答内容

- Q1. 条例の施行について、21年4月からということであったが、その間に内容の修正はあるのか？
- A1. 条例の可決後は、ひとまず議案のとおりの内容で公布する予定。ただし、施行後も現実に沿った運用が必要であり、第40条の規定により、5年のスパンで見直しをすることになっている。
- Q2. 第19条についてであるが、議会も政策立案に参加できるとなれば、予算についての要求も可能になるということか。そうなった場合に町長はどう対応するのか。見解を伺いたい。
- A2. 地方自治法の改正により、常任委員会でも議案を提出できるようになった。議会も政策の提案権についての強化が求められる時代。議会で予算を要求したとなれば、予算執行権者である町長としても考慮しなければならないと考えている。
- Q3. 自治基本条例は町民のための条例であり、町民主体であると思っている。しかし、昨年行われた住民懇談会では、町民の参加数が少なく、町民の関心・理解も低いという結果が出ている。その結果についての担当当局の反省と、町としてどういった施策・制度が必要なのか、財政的な問題との整合性が見えてこない。町民が真に必要としている施策は何かを条例に反映させること、条例の施行後も行政サービスに支障が出ないような体制をとっていただきたい。
- A3. 策定委員会では、住民懇談会やパブリックコメントで出た意見に対し、一つ一つ検討をした。懇談会の出席率は確かに低調であったが、意見は条例の中に反映したつもりである。また、昨年2月に町民に対してアンケート調査を実施しており、町民の要望に沿った内容で条例を組み立てている。
また、20年度に予算を盛り込んで周知活動や制度の整備を行っていく予定である。

Q4. 条例の可決から施行までに1年間の期間を置くということだったが、これまでもフォーラムや懇談会をやってきているし、これ以上一体何を周知するというのか。財政の厳しい折、自治基本条例に予算をかける理由が分からない。

A4. 条例案が可決されれば、まずその内容を住民に知っていただく必要がある。更には、様々な組織を立ち上げるといった、条例の内容を担保するためのプログラムを組み立てていかなければならない。そのための予算措置ということ。

Q5. 自治基本条例は、合併協の段階で合併後2年以内に制定するということが決まったものである。住民の側から制定に向けて運動が起こるということが理想だが、結果的に行政が主導を取る形で今まで策定作業を続けてきた。自分も合併協の際に、自治基本条例を是非制定していただきたいということで要望した者ではあるが、住民から盛り上がってこないということは、町民は条例がなくても困らない、期待していないということなのかと考えさせられている。

A5. 新町建設計画に「協働のまち」を目指すことがその基礎となる指標、新しい役割分担が求められ、そのために自治基本条例が必要だということになった。住民と行政が互いに協力し知恵を出すことで、理想のまちに近づいていくのではないかと考えている。